

産地連携支援緊急対策事業実施要領

制定 令和7年12月18日付け7新食第1999号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 目的

持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金交付等要綱（令和7年12月18日付け7新食第2000号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定める産地連携支援緊急対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 補助事業者

別表1の第1の1の事業を行う者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業に係る意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する団体であること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- (5) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、公社又は法人格を有しない団体のうち農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が特に認める団体（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。

ア 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (ア) 主たる事務所の定めがあること。
 - (イ) 代表者の定めがあること。
 - (ウ) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (エ) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- イ 特認団体の申請をする団体は、交付等要綱第5の規定により交付申請書を提出する際、別記様式第1号を併せて総括審議官に提出して、その承認を受けるものとする。

- (6) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質

的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

第3 事業の内容等

1 間接補助事業者への補助金交付事務等

補助事業者は別表1の第1の2の事業を円滑かつ効率的に実施するため、別表1の第1の1の交付事務を実施する。

(1) 公募、審査及び採択

補助事業者は、別表1の第1の1の事業の実施に当たり、外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、別表1の第1の2の事業を行う者(以下「間接補助事業者」という。)を公募により採択するものとする。公募選考委員会は、別表1の第1の2の事業の実施を希望する者から提出された課題提案書及び産地と連携した国産原材料調達計画(以下「産地連携計画」という。)を含む事業実施計画の内容が適切であるか等について第8第2項の規定のとおり審査を行うものとし、予算の範囲内で第8第3項の規定のとおり、重要性の高いものを選んで採択することとする(ポイント制等による採点)。

公募の方法、公募の時期及び公募の回数については、公募要領を作成し、主管課と協議の上実施するものとする。

なお、補助事業者は、間接補助事業者を公募するごとに、公募選考委員会の審査を受けるものとし、審査結果(案)について、別記様式第2号により審査書類一覧を添えて総括審議官に報告するものとする。

また、公募を効率的に行うために応募書類の記載例の整備を行うとともに、問い合わせへの対応を実施するものとする。

(2) 事業実施計画の作成指示及び確認

補助事業者は、採択された課題提案書の作成者に対して改めて産地連携計画を含む事業実施計画を作成させ、補助事業者に提出させるものとする。補助事業者は、提出された事業実施計画の内容について、公募の際に提出された課題提案書の内容との整合がとれていることを確認するものとする。

(3) 交付決定

補助事業者は、事業実施計画の確認後、採択された課題提案書の作成者に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。補助事業者は交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、事業実施計画の内容等が分かる一覧を添えて別記様式第3号により総括審議官に報告するものとする。

(4) 事業の進捗管理、助言等

補助事業者は、間接補助事業者に必要な報告をさせるとともに、間接補助事業者による事業の進捗状況を管理し、間接補助事業者に対し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

(5) 事業の実施結果報告及び額の確定

補助事業者は、事業完了後、間接補助事業者に実施結果報告書を作成させ、補助事業者に提出させるとともに、完了検査を行い、額を確定させ、確定額に基づき補助金の支払いを行うものとする。

(6) 成果目標に対する実施状況報告書の取り纏め

補助事業者は、事業の完了年度の翌年度から目標年度までの間、第6に定める間接補助事業者の本事業の成果目標に対する実施状況報告書を取り纏め、翌年度の6月30日までに総括審議官に提出するものとする。

2 産地連携支援対策

事業内容は、別表1の第1の2のとおりとする。

(1) 間接補助事業者の要件等

ア 間接補助事業者の要件

間接補助事業者は、イに定める産地連携計画を策定する者であって、次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかの条件に該当するもの(以下「食品製造事業者等」という。)とする。

(ア) 食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体(経営体としての業種区分にかかわらず、食品製造を行っているか否かで判断する。)

(イ) (ア)に該当する事業者とともに事業を実施しようとする者

イ 間接補助事業者は、公募への申請に当たり、別に定める様式に基づく産地連携計画に、次に掲げる各項目について記述し、提出しなければならない。

(ア) 連携する産地の名称、所在地

(イ) 連携する産地に対して行う取組の具体的内容

(ウ) 調達条件(調達予定数量、期間、又は面積等)

(エ) 調達量増加のための原材料の受入、製品の製造及び販売等に関する具体的方策及び実施時期

(オ) 応募時点での当該国産原材料の取扱状況

ウ 間接補助事業者が連携する産地の要件

前項の産地連携計画を策定する上で、以下に該当する者は、法人、又は個人の別を問わず、対象となる産地とはならない。

(ア) 間接補助事業者自身

(イ) 100%同一の資本に属するグループ企業、同一の資本により支配される個人事業主等

(ウ) 間接補助事業者の関係会社(間接補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに間接補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を含む、(イ)に掲げるものを除く。以下同じ。)

(エ) 間接補助事業者との間で、事業承継(吸収合併、株式譲渡、営業譲渡、事業譲渡等を含む。)の予定があることが確認された者(契約

書、覚書、議事録、株主総会決議、取締役会決議その他合理的に事業承継の意図が認められる文書等により確認された場合を含む。)

(オ) その他代表者が間接補助事業者と同じ法人又は個人事業主等

(2) モデル事例の横展開への参画

間接補助事業者は、モデル事例としての経営改善情報の提供、講演会や展示会等におけるモデル事例の広報活動への参画、現場公開等によるモデル拠点としての機能発揮等、産地連携フォーラム等の農林水産省が取り組むモデル事例の横展開に資する活動の要請に応じるものとする。

(3) 留意事項

ア 本事業において対象とする国産原材料は、国内の生産者によって生産され、主に日常の食用として供するべく、イの加工・製造に用いられる農林水産物とする。

ただし、酒類に係る申請については国内農林水産業の産地への貢献が産地連携計画に盛り込まれていることを条件として、醸造工程に直接関わる機械等を除いて、審査対象とする。

イ 本事業における加工・製造とは、原材料とする農林水産物に対し、形状の変化又は物理的性質の変化(例：粉砕、加熱、冷凍、乾燥等)を伴う工程をいう。

ウ 本補助金を目的に、主要株主、出資比率、代表者等を変更し、申請することは認めない。

第4 補助対象経費等

補助対象経費の範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表1の第2に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとし、その経理に当たっては、別表2に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 補助事業者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

第6 事業の成果目標

- 1 補助事業者は、本事業について検証が可能な成果目標を定めるものとする。
- 2 補助事業者は、間接補助事業者に以下の第3項から第5項で定める検証が可能な成果目標を定めさせるとともに、間接補助事業者から報告を受けることとする。

- 3 第2項の成果目標の達成年度は、事業実施年度から3年後の年度とする。
- 4 第2項及び第3項で定める成果目標については、間接補助事業者が取り扱う国産原材料の調達量を10%以上増加させるものとし、定量的な検証に込えられるよう設定しなければならない。
- 5 第2項から第4項までに基づく成果目標の設定については、間接補助事業者が既に産地連携の取組を行う他の生産者との同一の国産原材料の取引契約を置き換えるものとしてはならない。
- 6 間接補助事業者は、第11の規定に基づき事業の成果目標に対する当該活動の実施状況を、補助事業者を通じて総括審議官に報告するものとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

補助事業者は、別記様式第4号により事業実施計画を作成し、交付等要綱第6の交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画の変更（交付等要綱第13に規定する軽微な変更を除く。）、中止又は廃止の承認申請に当たり、交付等要綱第12の変更等承認申請書を提出する場合も同様とする。

また、事業実施計画中の別添2「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付するものとする。

なお、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業等の着手

- (1) 補助事業者による事業の実施については、原則として、交付等要綱第8第1項の規定による交付の決定の通知後に着手するものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、本事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合、補助事業者は、その理由を明記した別記様式第5号による交付決定前着手届出を総括審議官に提出した上で事業に着手するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。
- (3) (2)の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由の如何を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。
- (4) 総括審議官は、(2)による本事業の着手については、補助事業者に対し、事前にその理由等を十分に検証して最小限にとどめるよう指導するほか、当該着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

3 事業の委託

交付等要綱第 10 第 1 項の規定により補助事業の一部を第三者に委託する場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別添 1「第 1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第 8 採択基準等

補助事業者の採択基準は、次の各項に定めるものとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
 - (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
 - (3) 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。
 - (5) 同一の提案内容で本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- 2 補助事業者は、間接補助事業者の事業実施計画が次の各号に示す要件全てを満たす場合に限り、課題提案書及び産地連携計画を含む事業実施計画の審査を行うものとする。
- (1) 事業実施計画が農林水産業全般に関する基本政策及び本事業の目的・趣旨に沿った内容になっていること。
 - (2) 間接補助事業者の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。（直近 3 年の経常損益が 3 年連続赤字であり、または、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。）
 - (3) 間接補助事業者が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (4) 事業実施計画が、事業の目的に照らし、事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
 - (5) 日本国内に所在し、本事業全体及び交付した交付金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
 - (6) 事業実施計画が第 6 第 3 項から第 5 項の条件を満たしていること。
 - (7) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（令和 5 年法律第 59 号）（以下「食料システム法」という。）第 6 条 1 項に規定する安定取引関係確立事業活動計画を作成し、大臣に提出し、その認定を受けている、又は認定を受ける見込みであると認められること。
 - (8) 産地連携フォーラムへ参画していること。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者の事業実施計画の審査にあたっては、以下の各項を加点要素として考慮するものとする。
- (1) 産地連携計画の優位性

- ア 産地を支援する取組の優位性
- イ 調達条件（調達予定数量、期間、又は面積等）の優位性
- ウ 本事業により調達した国産原材料を使用した商品の販路確保の蓋然性
- (2) 別表1の第1の2のアからオまでの取組のうちいずれか一つ以上を行う事業実施計画となっていること。
- (3) 一次加工業者の取組の有無
- (4) 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の有無
- (5) 商品の新規性の有無

第9 実施規程の作成

補助事業者は、別表1の第1の1の事業実施に当たり、補助金の交付手続等について次に掲げる事項を記載した実施規程を作成し、別記様式第6号により総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、(1)から(3)までの変更については、農林水産省新事業・食品産業部食品製造課と協議の上行うこととする。

- (1) 事業の実施スケジュール
- (2) 審査スキーム（審査体制、審査手順、審査項目及び配点）
- (3) 交付対象要件の定義及び補助対象経費
- (4) 交付申請及び実績報告
- (5) 採択基準、交付決定及び補助金の額の確定
- (6) 申請の取下げ
- (7) 事業実施計画の（変更）承認等
- (8) 補助金の支払い
- (9) 交付決定の取消し
- (10) 補助金の経理
- (11) 補助事業者による調査等
- (12) 個人情報保護等に係る対応
- (13) 環境負荷低減のチェックシートの提出
- (14) その他必要な事項

第10 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、交付等要綱第17第1項の実績報告書に添付して報告するものとする。

なお、総括審議官は、必要に応じ、事業実施年度の途中において、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができる。

2 事業成果の報告

補助事業者は、事業終了年度の翌年度の6月末日までに別記様式第7号により事業実施状況に係る報告書を作成し、総括審議官に報告するものとする。

3 指導

総括審議官は、第1項の事業実施状況報告の内容を確認し、事業の成果目標の達成が困難と認める場合には、補助事業者に対し必要な指導を行うものとする。

第11 成果目標に対する進捗の確認

- 1 間接補助事業者は、本事業の実施状況について、事業の完了年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第8号により、本事業の成果目標に対する進捗及び達成状況について記載した実施状況報告書を作成し、補助事業者を通じて、翌年度の6月30日までに総括審議官に提出するものとする。ただし、目標年度以前に成果目標を達成した場合にあっては、次年度以降の提出は要しないものとする。
- 2 報告書への記載は、定量的な根拠に基づき行うものとする。
- 3 総括審議官は、第1項による報告のほか、必要に応じ、補助事業者及び間接補助事業者の事業実施状況、成果目標の達成度、成果目標の達成に向けて実施した取組の内容その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 4 総括審議官は、事業の成果目標の達成が困難と認める場合には、補助事業者又は間接補助事業者に対し改善指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 成果目標の目標年度において、成果目標に未達の事業者については、進捗を確認するため、改善計画（取組経過、未達原因、次年度計画、実施体制等のこれまでの取組経過、課題、成果目標達成に向けた改善策の詳細）の作成及び、翌年度の6月30日までに毎年度の提出を求め、未達が続く場合は、改善指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 補助事業者及び間接補助事業者は、第3項の報告徴求並びに第4項及び前項の必要な措置に応じるものとする。

第12 収益納付

- 1 交付等要綱第24第1項の規定による報告は、当該報告に係る年度の翌年度の3月末までに、別記様式第9号による収益状況報告書を総括審議官に提出してしなければならない。ただし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して1年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める場合にあっては、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第13 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利

用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は補助事業者又は間接補助事業者に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を補助事業者又は間接補助事業者から受託する者にあっても同様に、次に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、補助事業者、間接補助事業者又は本事業の一部を受託する者は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、（間接補助事業者又は間接補助事業者から受託する者にあつては補助事業者を通じて）事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

なお、補助事業者又は間接補助事業者と当該事業の一部を受託する者との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うものとする。

第14 留意事項

- 1 補助事業者は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従って取り扱うものとする。
- 2 補助事業者は、本事業の実施により知り得た前項に掲げるもの以外の情報について、本事業以外に利用してはならない。

第15 報告又は指導

総括審議官は、補助事業者に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年12月18日から施行する。
- 2 産地連携推進緊急対策事業実施要領（令和6年12月18日付け6新食第2094号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の産地連携推進緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が、次に掲げる関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、（2）に掲げるものを除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別表1（第3及び第4関係）

第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率
<p>産地連携支援緊急対策事業</p> <p>1 間接補助事業者への補助金交付事務等 (1) 2の事業について、間接補助事業者の公募・審査・採択、事業実施計画作成指示・確認、交付決定、事業の進捗管理・助言、実施結果報告、額の確定等の必要な事務を行う。 (2) 成果目標に対する事業実施状況報告</p> <p>2 産地連携支援対策 食品製造事業者等が求める食品原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地と連携する計画を策定した食品製造事業者等が新たな産地を支援する次に掲げるア～オ又はこれらに類する取組、産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入及び新商品等の開発・製造等の取組を行う。 ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供 イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与 ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与 エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣する生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣する栽培技術等指導 オ 本事業に関係する産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置</p>	<p>1の(1)の事業 人件費、謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費</p> <p>産地の支援に係る資材、機械及び設備導入費や産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費、産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝金・旅費、産地との取組に係る保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置費等</p> <p>産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う新商品開発費(試作品の原材料費及び調査経費を含む。)、機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新費(デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。)等</p>	<p>定額 ※国庫補助金の5%以内を上限とする。</p> <p>1/2 採択1件当たりの補助上限は2億円 (ただし、産地を支援する取組を行う場合は3億円とする。また、国産食品原材料取扱量増加に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設等の取組の上限は2億円とする。)</p>

別表2（第4関係）

費 目	経 費 の 内 容 等
人件費	<p>事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。</p> <p>人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付すること。</p> <p>なお、人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。</p>
謝金	<p>事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>単価については、補助事業者の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>なお、補助事業者に対しては謝金を支払うことは認めない。</p>
賃金	<p>事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、補助事業者が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とする。</p> <p>単価については、補助事業者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。</p> <p>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。</p>
旅費	<p>交通費、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とする。単価については、補助事業者の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。なお、交通費及び宿泊費に関しては、格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用する等最も安価なチケット等を利用するよう努めること。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出するものとする。なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）及び領収書並びに搭乗証明書又は搭乗券を提出すること。</p>

需用費	<p>事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実証等で使用する原材料費（包装資材及び食材費含む。）、文献・資料等購入費等の雑費とする。インターネット使用経費及び相手が不明な通話経費は認めない。</p> <p>なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出すること。</p>
役務費	<p>事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、加工等を専ら行う経費とする。</p>
賃借料及び使用料	<p>事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料、物品・備品等の使用料とする（補助事業者が所有するものを使用する場合を除く。）。</p>
委託費	<p>事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とする。</p>
通信運搬費	<p>事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とする。</p>

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式第2号（第3第1項（1）号関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度産地連携支援緊急対策事業に係る公募選考委員会による審査結果（案）
の報告について

産地連携支援緊急対策事業実施要領（令和7年〇月〇日付け〇新食第〇号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第3第1項（1）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、審査書類一覧（審査結果一覧、審査の各項目の点数や採点者の情報を含む審査書類、申請者の提出した書類一式）を添付すること。

別記様式第3号（第3第1項（3）関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度産地連携支援緊急対策事業補助金の交付状況の報告について

産地連携支援緊急対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第3第1項（3）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、間接補助事業者の事業実施計画内容等が分かる一覧を添付すること。

別記様式第4号（第7第1項関係）

〇〇年度産地連携支援緊急対策事業実施計画

産地連携支援緊急対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第7第1項の規定に基づく事業実施計画は以下のとおりである。

- （注）
- 1 関係書類として、別添1「第1 総括表」及び「第2 事業実施計画添付資料」並びに別添2「環境負荷低減のチェックシート」を添付すること。
 - 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
 - 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、別添1「第1 総括表」及び「第2 事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添1

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
		円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

(注) 事業種類は、交付等要綱別表の区分により記入すること。

第2 事業実施計画添付資料

(1) 事業の目的

(2) 事業の効果（本事業の実施による効果及びその検証方法）

(3) 補助事業者の概要及び添付資料

① 補助事業者の概要

- ア 名称
- イ 主たる事務所の所在地
- ウ 代表者名
- エ 構成員数
- オ 従業員数
- カ 設立年月日

② 添付書類

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿
- ウ 事業計画、収支予算書、収支決算書等
- エ その他総括審議官が特に必要と認める資料

(4) 組織の体系及び年間計画

① 組織の体系図（事業実施・経理その他管理体制）

--

② 年間計画

主な事業内容	第1四半期 (4-6月)	第2四半期 (7-9月)	第3四半期 (10-12月)	第4四半期 (1-3月)

(5) 事業の内容

ア 事業目標

事業目標 (達成すべき成果)
成果 (実績)

注1：事業目標 (達成すべき成果) 欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

注2：成果 (実績) 欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

別添2

環境負荷低減のチェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲) (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 (再掲) (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	食品ロスの削減に努める (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討 (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない □) (注2) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守 (注3) (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める (該当しない □) (注2)	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない □) (注2) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

注1 第7第1項の規定による事業実施計画の作成に当たっては、その事業実施期間中に本チェックシートに記載された環境負荷低減の取組を実施する旨を「申請時（します）」欄の「」に、チェックすること。第10第1項の規定による事業実施状況の報告に当たっては、その事業実施期間中に本チェックシートに記載された環境負荷低減の取組を実施したか否かを「報告時（しました）」欄の「」にチェックすること。

注2 「該当しない」場合にはにチェックすること。この場合、当該項目のチェックは不要。

注3 (7) ⑬「関係法令の遵守」については、
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）、
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
を遵守することを示す。

別記様式第5号（第7第2項（2）関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度産地連携支援緊急対策事業に係る交付決定前着手届

事業に着手した後は、交付決定を受けるまでは、事業実施計画の変更を行わないことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、産地連携支援緊急対策事業実施要領第7第2項（2）の規定に基づき届け出る。

記

- 1 事業の区分
- 2 事業費（円）
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前に事業に着手する理由

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度産地連携支援緊急対策事業実施規程の承認（変更の承認）申請について

産地連携支援緊急対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第9の規定に基づき、産地連携支援緊急対策事業実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注）審査スキームについては、以下について記載すること

1. 事業の実施スケジュール

※公募、審査、交付の各スケジュールについて記載すること。

2. 審査体制

※審査に係る人員については、氏名、役職、所属（部署名）、区分（内部／外部委託）及び役割（採点を担当する項目を含む。）を明記すること。委託の場合は、その旨を明示すること。

3. 審査手順

※審査の流れ（例：書類審査→詳細審査→最終承認）を時系列で記載すること。また、各段階で実施する審査の内容を明示すること。

4. 審査項目及び各配点

別記様式第7号（第10第2項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度産地連携支援緊急対策事業に係る事業実施結果報告書

〇〇年度に実施した事業に係る事業実施結果について、産地連携支援緊急対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第10第2項に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 事業実施計画に定めた成果目標及びその達成状況
※第6の事業の成果目標に基づき具体的に記載すること。
- 2 所見（より効果を高める改善点等）
※産地連携支援の取組拡大に向けた課題を分析するとともに、食品事業者と産地との連携による国産原材料調達取組の事業効果の発現に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。
- 3 その他添付書類

別記様式第8号（第11第1項関係）

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度産地連携支援緊急対策事業に係る成果目標に対する実施状況報告書

〇〇年度に実施した事業に係る成果目標に対する実施状況について、産地連携支援緊急対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第11第1項に基づき、下記のとおり報告する。

（注）関係書類として、間接補助事業者の作成した別添1の書類を添付すること。

別添1

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（補助事業者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度産地連携支援緊急対策事業に係る成果目標に対する実施状況報告書

〇〇年〇月〇日付で交付を受けた事業の成果目標に対する実施状況について、産地連携支援緊急対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第11第1項に基づき、下記のとおり報告する。

成果目標に対する実施状況（調達量）

対象となる原材料名		(原材料の品目名を記入 例：小麦)				
項目		事業実施前 年度	事業実施年度 (基準年度)	1年目	2年目	目標年度 (3年目)
対象原材料の自社調達量 (輸入含む) (t) … ①	計 画					
	実 績					
①のうち、 国産原材料 (t) … ②	計 画					
	実 績					
②のうち、 本事業により調達した原材料 (t)	計 画					
	実 績					
	使 用 量					

※対象の国産原材料が複数ある場合は、表を追加して記載すること

※当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

※計画、実績及び使用量は小数点第1位まで記入すること。

※その他事業実施状況を報告する資料があれば必要に応じ添付すること。

別記様式第9号（第12第1項関係）

令和〇年度 産地連携支援緊急対策事業補助金
収益状況報告書

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇新食第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金のうち産地連携支援緊急対策事業補助金について、産地連携支援緊急対策事業実施要領第12第1項の規定に基づき、以下のとおり報告する。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 補助金の確定額（令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号による額の確定通知額） | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。